

中小企業向け県制度融資 事業承継資金 のご案内

事業承継
する際に
利用できます

事業承継に関する株式取得、事業資産の買い取り、
事業承継計画を実行するための運転資金・
設備資金などに利用できる制度融資です。



どのような
事業承継にも
対応可能です！

親族・
従業員への
継承

M&A

事業承継に関する
以下の資金に使えます！

- 事業承継契約等にかかる経費
(M&A 仲介会社への手数料、買収監査費用など)
- 株式取得・事業資産買取にかかる経費
(持株会社による被承継会社の株式取得も対象！)
- 事業承継によって新たに必要となる事業資金
(後継者の新たな事業への取り組みを支援！)
- 経営者保証を解除するための借換資金

融資限度額

2.8億円

R8.9.1 利率改定

融資利率 年1.85%以内(固定)

融資期間

設備資金：最長15年間(据置1年以内)

運転資金・借換資金：最長10年間(据置1年以内)

県の
利子補給率

最大
0.47%

事業承継契約締結日の前後5年以内なら、何回でも利用できます

事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を利用する場合には保証料補助があります。

県制度融資は、県が金融機関に利子補給(年0.47%以内)することで利用者が低利で融資を受けることができます。
また信用保証協会の協力を得て保証料も割安(▲0.15~▲0.6%)になっています。

『事業承継資金』の概要

(令和8年9月1日現在)

区 分	内 容
融資対象者	1 原則として一年以上同一事業を営んでいる中小企業者（個人事業主を含む）又は組合から事業を譲り受ける者（ただし、事業を譲り受ける者の本社や事業所等（以下「本店等」という。）が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。）で下記のいずれかの要件を満たす者 (1) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「経営承継円滑化法」という。）に基づく都道府県知事の認定を受けて事業承継を行おうとする者 (2) 静岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 (3) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「認定経営革新等支援機関（※）」の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者 2 前項各号のいずれかの要件を満たし、かつ一年以上同一事業を営んでいる中小企業者又は組合で事業を譲り渡す者（ただし、事業を譲り渡す者の本店等が静岡県内に所在しない場合においては、事業を譲り受ける者の本店等が静岡県内に所在する場合に限る。） ※ 「認定経営革新等支援機関」・・・商工会、商工会議所、金融機関、税理士等
融資限度額	2.8億円
利 率 等	所定金利(金融機関)：2.32%以内 利子補給率(県)：0.47%以内 融資利率(申請者負担)：1.85%以内
保証料補助	事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を付す場合は、0.2%の信用保証料を補助（申込者負担 0%～0.95%）
資 金 使 途	事業承継に資する次の用途に係る資金 ① 事業承継契約等に係る経費 ② 株式・事業資産等の取得に係る経費（持株会社による被承継会社の株式取得資金を含む） ③ 事業承継計画を実行するための運転資金又は設備資金 ④ 既借入金の借換えに必要な資金（事業承継特別保証、経営承継借換関連保証を付す場合）
融 資 期 間	設備資金：15年以内（据置1年以内） 運転資金、借換資金：10年以内（据置1年以内）
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還
担保及び保証人	金融機関及び県信用保証協会の取扱いによる
ホームページ	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/seidoyushi/1003428/1028465.html
提 出 書 類	【必須】申込書（様式第1号）、事業承継計画書（様式第19号）、都道府県知事の認定書の写し又は事業承継支援証明書（様式第20号）、決算書（直近2年間） 【資金用途により】見積書、株主名簿、被承継者の履歴事項全部証明書など 【保証を付さない場合】商業登記簿謄本の写し、県税納税証明書

・お申込みは、下記の申込窓口まで、お願いします。

・お申込みに際しては、金融機関及び信用保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・ 県内各取扱金融機関
- ・ 静岡県経済産業部商工金融課（054-221-2513）

